

○松山市新庁舎整備検討審議会条例施行規則

令和 4 年 3 月 3 0 日

規則第 1 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、松山市新庁舎整備検討審議会条例（令和 4 年条例第 4 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、松山市新庁舎整備検討審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 会長は条例第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によりこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、緊急やむを得ない必要がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、管財課において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この規則は、条例第 2 条の規定による答申が終了した日限り、その効力を失う。